

委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託
- （2）委託業務内容 令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託 仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、別添の委託仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（業務責任者）

第3条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者等を定め、甲に通知するものとする。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理、検査・確認、その他の乙が必要と認めて委任した事項についての事務を処理するものとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 委託料は、委託業務が終了し、第8条の規定により額が確定した後に、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の90パーセントを超えない金額を限度として概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）に概算払を必要とする事由及び所要見込額を記載の上、甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 この契約の保証金は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により免除する。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務完了報告書（様式第2号）及び委託仕様書に定める成果品を委託事業終了の日から起算して5日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知（様式第3号）するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、委託業務達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(委託業務の変更等)

第15条 乙は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに甲に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について、改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第16条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難される

べき関係を有する者であることが判明したときは、契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(損害の賠償)

第18条 乙は、委託業務の遂行にあたって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(著作権)

第19条 乙がこの委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和 彦

乙

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から 5 年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外使用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集し、作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するにあたり個人情報が記載された帳票等（紙による帳票のほか、磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体により一定の事項を記録することができる方法により記録されたものを含む。）がある場合には、複写又は複製してはならないこと。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示を受けること。

8 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託に係る委託料を下記のとおり請求します。

(請求額算定表)

区分	金額
契約額 a	円
概算払受領済額 b	円
今回請求額 c	円
残額 d=a-b-c	円

振込先金融機関(支店名)		
振替 口座	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託が完了したので、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書
添付のとおり
- 2 収支計算書
別紙のとおり
- 3 その他の関係書類（仕様書「6 成果品等」に記載のもの）
 - ・
 - ・
 - ・

(別紙)

収支計算書

摘要	数量	単価	金額 (円)	備考
合計				

※必要に応じて内訳を添付すること。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

茨城県知事 大井川 和彦

令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託
に要する委託料の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで報告のあった令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託
については、その内容について適正であると認め、その委託料の額を金 円に確定したので、
令和7年度 茨城県県北地域におけるインバウンド誘客促進業務委託契約書第8条の規定により通知する。